http://doricome21.la.coocan.jp/assurance.html

【産廃】 【風堂】 【運送】

★建設業★ 今年も!~職人さんの確保・育成!~

新年おめでとうございます

女性もベテランも世は一億総活躍の時代に!

わが建設業界ではその時代の波に乗るべく建設業手続き等の関連法 令や業種(解体新設)、建設小町にドボジョ(女性の活躍)など非常に 目まぐるしく変化し続けています。



またインフラの老朽化対策、2020年東京五輪、名古屋ではリニア、 駅前開発の後は栄・伏見の再開発…様々な変化に対応しながら現場を こなしていかなければなりません。

しかし建設業界は深刻な人手不足。特に、若手の入職は少なく、女性も活躍し難く、外国人研 修生は費用はかかりものの…。

そこで!



今年は是非わが社の大事な職人さんの育成にも力を入れてみませんか? 技能検定や登録基幹技能者講習を受講させたり、施工管理技士等の資格取 得に挑戦させるのもいいですね! このように会社が職人さんの育成に力 を入れていると定着率向上にも繋がります。若手は資格を取ることにより、自 信にもつながり結果定着率もアップ!というわけです。

また、技能検定や登録基幹技能者の受講であれば、助成金が利用できる ケースもありますので活用しましょう (詳細は牟田事務所 社労部門まで)

1月の施工管理技士等願書発売(時期・場所)・申込情報!!

1級建築施工管理技士 受付2月上旬~2月中旬 (一財)建設業振興基金

1級電気工事施工管理技士 受付2月上旬~2月中旬

(一財) 建設業振興基金

1級2級舗装施工監理技術者 受付2月中旬~下旬

(一社) 日本道路建設業協会

年に一回です!くれぐれもお忘れないよう(^ -)-☆

★運送業★ ~こんな時も必要です 事故報告~

年末年始、やはりトラックが絡む事故が発生してしまいました。皆様はご安全に運行できましたでしょうか。事故が起きないよう教育や研修は必須ですが、毎日運行していれば 100%事故を起こさないというのは難しく、事故が起きてしまったときの対応方法も大事です。人身であれば救護の確保等必要としますが、実は牟田事務所には国土交通大臣宛ての事故速報や事故報告についての問い合わせが多くあります。

その報告すべき項目の中には**事故が起きていなくても報告をしなければいけない項目がある**のは ご存知でしょうか。

その中でも「運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったとき」と「車輪の脱落、被牽引自動車の分離が故障により発生したとき(車両故障)」にも事故報告書の提出が義務付けられています。(発生後30日以内に速やかに)

例えばドライバーさんが運行中気分が悪くなりその後の運転を中止 した場合や、運転者さんの病気のため運転を未然に取りやめたり、途中 で中止した場合を言います。



ドライバーさんのてんかんや生活習慣病等による健康起因事故の発生が大きな社会問題となっています。また健康起因事故は比較的重大事故につながる可能性が高く、**健康起因事故を未然**に防ぐためにも、事故が生じていない場合の運行の取りやめ等も報告させるようにしています。

※脳心臓疾患及び意識喪失が原因で発生した事故については 24 時間以内の事故速報が義務付けられています!

運送事業所さんも健康起因事故を減らしていこうという気運が高まっており、報告件数は年々増加しています。大切なドライバーさんの健康を守り、大事故を起こさないためにも、このよう

な報告を契機として、健康診断結果の指導や助言はもちろんのこと、点呼等 で運転者さんの健康状態の把握に努めていきましょう。



車両故障についてはリコール等の情報源になるので必ず報告しましょう!また **車の警告灯等の再教育**も忘れずに行いましょう!

平成30年 行政書士牟田事務所 月例勉強会

法改正の多い運送業と産業廃棄物について今年も牟田事務所で勉強会を開催します。是非みなさん一緒に勉強しましょう(^_^)/~

運送業 平成30年1月18日(木)18:00~ 許可要件

平成30年3月15日(木)18:00~ 改善基準告示

産業廃棄物 平成30年2月22日(木)18:00~ 水銀関係・法改正

平成30年4月19日(木)18:00~ 建設系廃棄物

★産業廃棄物★

新年あけましておめでとうございます。 2017年の廃掃法は以下の内容が改正されました。

- ○廃棄物の不適正処理への対応の強化 特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に、電子マニフェストの使用を義務付け。また、 マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化。
- ○有害使用済機器の適正保管等の義務付け
- ○親子会社間における自ら処理の拡大

10月1日からは「水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準等について」施行され、すべての処理業者さんが、何かしらの手続きを行わなくてはいけなくなりました。

※詳細は個別にご案内しております。

2018

改正予定

現在、廃掃法施行令の一部を改正する政令案に対するパブコメを募集しています。

○電子マニフェストの義務化対象!!

「前々年度の**特別管理産業廃棄物を 50トン以上**排出する事業所がある事業者」とされています。前々年度ということは、2018年度の特別管理産業廃棄物発生量が年間 50トン以上あれば、自動的に 2020年からの電子マニフェストの義務化対象となります。

- ○有害使用済機器について改正廃掃法と併せて改正バーゼル法が施行!!**有害使用済機 器として定義する具体的な品目や処理基準**について規定されます。
- ○2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例
- ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る適正処理困難通知

パブコメを募集しているものの、おおよそ原案通り改正されるものと思われます。

また、太陽光発電廃棄物の処分方法ガイドラインやリサイクルシステムの適用がスタート!!

発電設備の回収からリサイクルまでのシステムが整備されます。メーカーや廃棄物・リサイクル業者を対象にした新しい制度を導入する可能性も示唆されています。発電設備の撤去・ 運搬・処理に関するガイドラインを作成・周知やそれぞれ推奨の方法をガイドラインの中で 示すほか、関連する資格制度や認定制度に盛り込むことも検討されます。

今年も情報をいち早くキャッチし、わかりやすくお届けします。 本年もどうぞよろしくお願い致します。



土地相続登記を義務化!



政府は所有者不明の土地や空き家問題の抜本的な対策として、現在任意 となっている相続登記の義務化や、土地所有権の放棄の可否などを協議 しており、早ければ今年中に民法や不動産登記法の改正の実現に向け動 いていることを発表しました。

土地の所有者の所在が分からなくなる要因として、相続登記の任意性が 問題だと挙げられており、仮に相続登記が行わなければ、登記簿上の名 義は故人のまま。

まずは財産の把握から始めてみませんか?

だれに、なにを、の誰には簡単に決められることでもないので一旦保留。 なにを?から始めてみませんか?この土地と建物が誰の物かは法務局で知ることができますが、この人に財産は?という引用はできません。

つまり財産に気が付かないまま、把握の範囲で相続が終わってしまう可能性もあります。こればかりはプロの行政書士がついたとしても同じです。

だってペナルティかかっちゃうよ?

こうなると故人は日本の道路と小中学校を建築するため、財産を残したようにも感じられますね、 ありがとうございます。

税金の事は、会社の株式等と併せて、顧問の税理士先生にご相談しておきましょうね。

延滞税 税金の納付が遅れた場合に追加納付した税金の年 14.6% (2 カ月以内「年 7.3%」と「前年の 11/30 の日本銀行が定める基本割引率+4%」の低い方)

過少納付加算税 自身で訂正申告すると 0%、税務調査で発覚した場合 10% (追加納付税額が期限内に申告した税金または 50 万円のいずれか多い金額を超える部分に関しては 15%)

無申告課税額 申告書を提出し忘れて自身で申告すると…税額総額の 5%、税務調査で判明した場合…15% (納付税額 50 万円超えに関しては 20%)

重加算税 申告書を提出したが、財産の隠蔽や書類を偽造すると追加納付した税金の 35%、申告書を提出しないで財産の隠蔽や書類を偽造すると金総額の 40% (マジかよ?)

誰に相談する?相続人に相談してみましょうか?

故人一人の問題じゃないんです、相続を受け取る人達にも相談してもらうのはいかがですか? 在宅介護なら家内がパート辞めないといけないし家計も困るからそこは配慮してほしいとか、本 家の長男ってみんな言うけど実は転勤になりそうだとか。本音で話せる機会になると思います。

でも正解がわからない!だから行政書士!

困ったときは全田美智代 052-681-6006 まで!